

第3章 沖縄県の地域概況

● 気象 ●

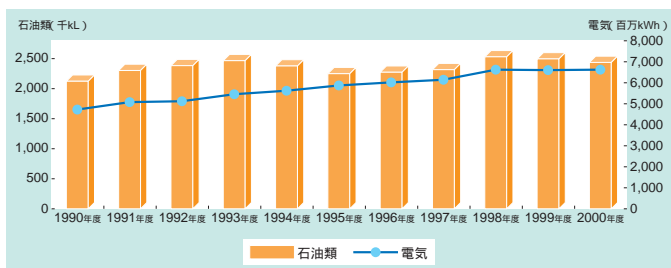
本県は、琉球諸島の西側海域を北流する黒潮の影響をうけて、四季の寒暖差の小さい温暖な気候を示しています。近年では1998年に年平均気温が24.4℃と最高値を記録しました。年降水量については、年によって変動があるものの2,000mm前後と比較的多い方です。これは、夏季の台風に伴う大雨の影響であり、亜熱帯性気候の特性です。

また、過去100年間の推移をみると、気温は約1℃上昇しており、降水量については変動が大きく一般的な傾向は見受けられません。

● 人口・世帯数 ●

2001年度における人口は133万人、世帯数は46万世帯です。1992年度と比較すると、人口が9.1万人増、世帯数が7.4万世帯増と増加傾向を示しています。本県は、人口千人あたりの自然増加人口、社会増加人口、出生率及び合計特殊出生率がいずれも全国より高く、加えて死亡率が低いので、人口増加率が全国より高くなっています。

● エネルギー消費の状況 ●



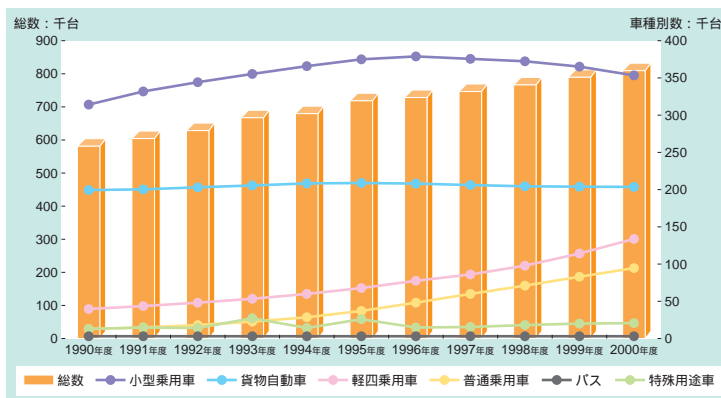
本県におけるエネルギー消費量の推移をみると、1990年度以降、電気が前年度比で1〜8%と堅調に伸びているのに対して、石油類は、1993年度をピークに増加から減少に転じ、1996年度以降再び増加するなど、若干の変動はありますが、過去10年間で約15%の増加を示していま

● 産業構造 ●

本県における1999年度の産業別県内総生産は、サービス業が8,424億円で最も高く、以下、政府サービス生産者が5,722億円、卸・小売業が4,405億円と続き、上位3業種で全体の5割を占めています。また、全国と比較すると、製造業が全国より16.8ポイント低く、逆に、サービス業が全国より4.9ポイント、政府サービス生産者が8.0ポイント高くなっており、県内の産業構造における第三次産業の占める割合が全国よりかなり高いことがわかります。

● 自動車保有台数 ●

2000年度における自動車保有台数は小型乗用車が354.4千台で最も多くなっていますが、1996年度以降減少傾向にあります。一方、普通乗用車と軽四乗用車は急激な伸びを示しており、2極化する兆しがみられます。本県においても、全国より7.9ポイント低い普通乗用車の割合が今後高くなっていくと予想されます。



第4章 県民等の意識と行動

県民、事業所、市町村等の方々の地球温暖化に関する影響の認識や将来の取組の意向などを把握することは、地域推進計画を策定する上で大変重要なことです。平成14年10月にアンケート調査を実施し、県民・事業所・各種団体・市町村のそれぞれの意識等を明らかにしました。県民1000件、事業所800件、NGO・NPO50件、市町村52件を対象とし、回収率はそれぞれ25.1%、37.8%、40.0%、96.2%でした。

● 地球温暖化をめぐる県民等の意識 ●

- 地球環境問題における地球温暖化への関心度は、県民も事業者も8割以上と高いが、オゾン層の破壊や森林の減少、海洋汚染などよりもやや低くなっています。
- 地球温暖化を防止するための政策として最も期待されているのは、県民も事業者も「風力発電や太陽光発電等のいわゆる新エネルギーへの転換」、「二酸化炭素吸収源としての森林整備や都市緑化の推進」となっています。
- また、行政に対する要望として、県民も事業者も「環境教育の充実」「ゴミの減量化・リサイクルの促進」「森林、サンゴ礁の保全整備、緑化の推進」等を挙げています。

● 県民の地球温暖化防止の取組について ●

- 県民の日常生活における地球温暖化防止の取組状況について見ると、「 unnecessaryな照明、テレビ、ラジオは消す」「ガラスびんやアルミ缶は分別して回収に出す」は、95%前後の人が「実行している」「ある程度実行している」と回答しており、県民の生活の中に確実に定着していることが伺われます。
- しかし、「低公害車、低燃費車の購入」「近隣の用事は徒歩か自転車で行く」「可能な限り公共交通機関を利用」「パークアンドライドの実施」など、自動車に関する行動についての実践率が低く、移動手段を自動車に頼らざるを得ない本県においては、これらの自動車に関する取組を確実に実践することが重要です。

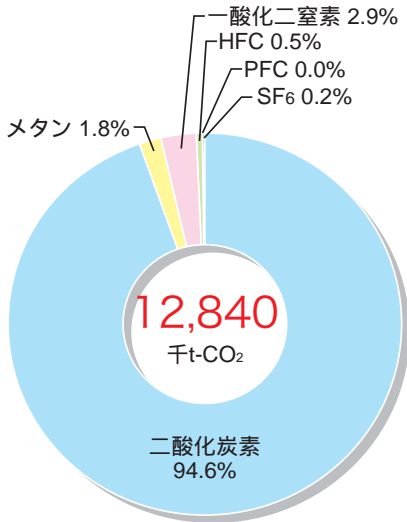
● 事業所の地球温暖化防止の取組について ●

- 地球環境保全や地球温暖化防止と事業所の収益性の関係について、「収益が悪化しない範囲で地球環境保全に努める」「結果的にコスト削減に繋がるので積極的に取り組む」が共に40%強を占めており、環境問題への取組と収益性の両立を目指している姿勢が伺えます。
- 事業所（業務系、製造業系）の事業活動における地球温暖化防止の取組状況について見ると、「冷暖房の時間短縮、設定温度の配慮」「紙、びん、缶は分別回収」「タイヤの空気圧など点検整備を心掛ける」は、80%前後の事業所が「実行している」「ある程度実行している」と回答しており、事業所の中に確実に定着していることが伺われます。
- しかし、「低公害車、低燃費車の購入」「自然エネルギーの利用」「従業員の自動車通勤を自粛」「省エネ輸配送システムの導入」「配送を外部委託」「パークアンドライドの実施」「環境保全に関する従業員研修の実施」「コージェネレーション導入による熱効率向上」などに関する実践率が低くなっています。

第5章 温室効果ガスの排出実態

地球温暖化はグローバルな問題ではありますが、本県での温室効果ガスの排出実態はどうなっているのでしょうか。そのことを明らかにし、今後の対策へ結びつけていくことが

● 温室効果ガス総排出量 ●

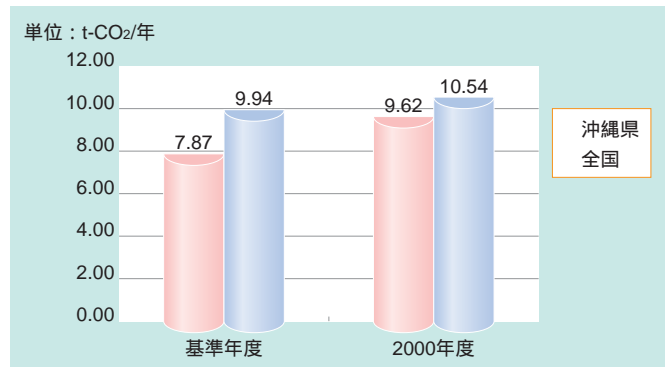


本県のガス種類別排出量（2000年度）

本県の2000年度における温室効果ガス排出量は12,840千t-CO₂で、京都議定書の規定による基準年度(1990年度、ただし、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄については1995年度)の排出量9,768千t-CO₂と比べ約31.4%の増加となっています。また、基準年度から2000年度までの増減をガス種類別にみると、二酸化炭素が33.0%増、メタンが33.9%増、一酸化二窒素が7.4%増、ハイドロフルオロカーボンが93.5%増、六ふっ化硫黄が72.2%減となっています。

(注)基準年とは二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素については1990年、代替フロン類については1995年を指します。

県民1人当たりの温室効果ガス排出量は、基準年度から2000年度にかけて7.87t-CO₂から9.62t-CO₂に増加しました。一方、国民1人当たりでは、9.94t-CO₂から10.54t-CO₂と微増であり、県民1人当たりの温室効果ガス排出量が全国の値に近づいていることが伺えます。

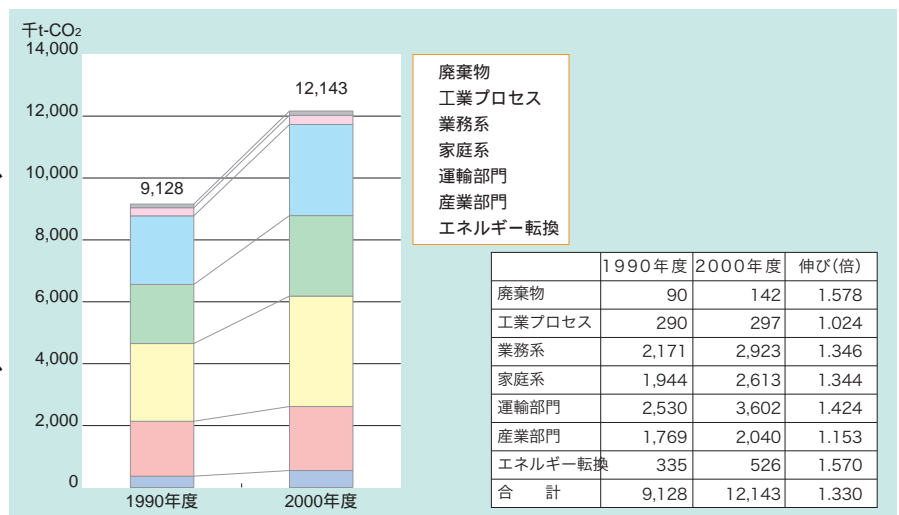


一人当たりの温室効果ガス排出量

● 二酸化炭素排出特性 ●

本県における2000年度の二酸化炭素排出量は12,143千t-CO₂で、1990年度排出量9,128千t-CO₂と比べ33.0%の増加となっています。部門別にみると、廃棄物部門が57.8%増と最も伸びが高く、以下、エネルギー転換部門が57.0%増、運輸部門が42.4%増と続きます。

一方、全国の二酸化炭素排出量の推移をみると、1990年度から2000年度にかけて、10.5%増加しており、本県の方が22.5ポイント伸び率が高くなっています。全国の部門別増加率では、民生(業務)が22.2%増と最も高く、次いで運輸20.6%増、民生(家庭)20.4%増、産業0.9%増となっています。



本県の二酸化炭素排出量の推移

第6章 将来予測と削減目標

本県における温室効果ガス排出量の推移をみると、その伸びは一律でなく、本土復帰した1972年度から1990年度までの伸びよりも、1990年度から2000年度までの伸びの方が大きくなっています。

今後、このままの勢いで排出量が増え続けるのか、横ばいで推移していくのか、あるいは減少に転じるのか、正確に予測することは困難ですが、不確実性を考慮し、いくつかの状況を想定して排出量の予測を行いました。

● 自然に推移した場合の将来排出量 ●

沖縄県では、基準年度から2000年度の10年間に温室効果ガス排出量が約31.4%増加しましたが、この期間の全国の増加率が8.0%ですから、沖縄県は非常に高い伸びを示しているといえます。

しかし、長引く景気低迷等の要因もあり今後の排出動向を正確に予測することは困難であり、以下のような条件を設定して2010年度の排出量を推計しました。

ケース	予 測 条 件	2010年度 予測排出量 (千t-CO ₂)	2010年度/ 1990年度	2010年度/ 2000年度
ケース1	1990年度から2000年度の合計排出量の伸び率を適用	16,826	1.723	1.310
ケース2	各排出源の排出関連指標（エネルギー消費量、製造品出荷額等）の伸び率を適用	15,998	1.638	1.246
ケース3	国の長期エネルギー消費予測 ^(*) の伸び率を適用	14,626	1.497	1.139
ケース4	国の予測をベースにしアンケート等を反映	15,061	1.542	1.173

^(*)出典：総合エネルギー総計

その結果、2000年度から2010年度にかけての伸びは、ケース1が31.0%増、ケース2が24.6%増、ケース3が13.9%増、ケース4が17.3%増という結果となりました。

本県ではこれまでの勢いで今後も伸び続けることは考えにくく、いずれ全国の傾向があらわれると考えられることから、ケース3の全国の伸びをベースにして、これにアンケート等の地域特性を考慮したケース4を採用することとしました。

● 温室効果ガスの削減目標 ●

将来排出量の予測結果を基に削減対策のケーススタディを行い、現実性や公平性、実行性等を考慮して、次のような視点から温室効果ガス排出量の削減目標を設定しました。

現実性

本県の温室効果ガス排出量の状況は1990年度が9,768千t-CO₂、2000年度が12,840千t-CO₂であり、この期間で31.4%の増加を示しており、京都議定書の規定による「1990年度レベルの6%減」の削減目標達成は困難な数字であると考えられました。

公平性

一方、本県の一人あたりの温室効果ガス排出量についてみますと、1990年度が全国の79.2%であるのに対して、2000年度では全国の91.3%とほぼ全国並になりました。したがって、一人あたりの温室効果ガスの排出量が1990年度時点の全国の値とほぼ同程度（96.8%）となった2000年度を本県の基準年度と設定することが妥当であると考えられました。

	1990年度	2000年度
沖縄県 (t-CO ₂ /人)	7.87	9.62
全 国 (t-CO ₂ /人)	9.94	10.54
全国比 (%)	79.2	91.3

実行性

次に、経団連環境自主行動計画、改正省エネ法、本県の新エネ導入目標、県民等の省エネ意識行動等を考慮した削減対策のケーススタディを行い、実行可能性を考慮して削減率の設定を検討しました。その結果、「2000年度比8%減」が妥当であるという結論に達しました。

妥当性

本県の削減目標となる「2000年度比8%減」は、京都議定書の基準年と相違しますが、本県の応分の負担であると考えられますので全国の目標と大きく乖離していないものと思われれます。

整合性

なお、本県では、平成13年5月に「おきなわアジェンダ21」を策定し「1998年度比で12%減」とする温室効果ガスの削減目標を掲げています。「おきなわアジェンダ21」における温室効果ガスの削減率は、その当時、本県の温室効果ガスの排出実態等が十分把握されていなかったこと等から、1990年度から1998年度の間における我が国の温室効果ガスの総排出量の伸び（約6%増）を踏まえ、京都議定書の削減率と整合を図る視点から設定されたものです。このような理由から、「おきなわアジェンダ21」の削減率については、温室効果ガス排出量の予測の不確実性や我が国及び本県の社会経済状況等の変化を踏まえ、適宜見直していくことが重要であると考えています。

沖縄県の削減目標

上記目標設定の考え方を踏まえて、沖縄県の削減目標を次のように定めることとします。

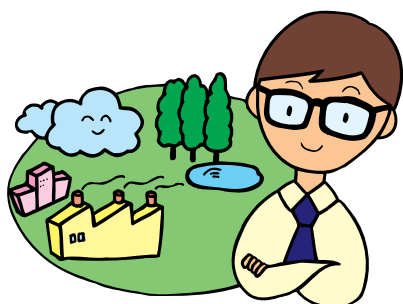
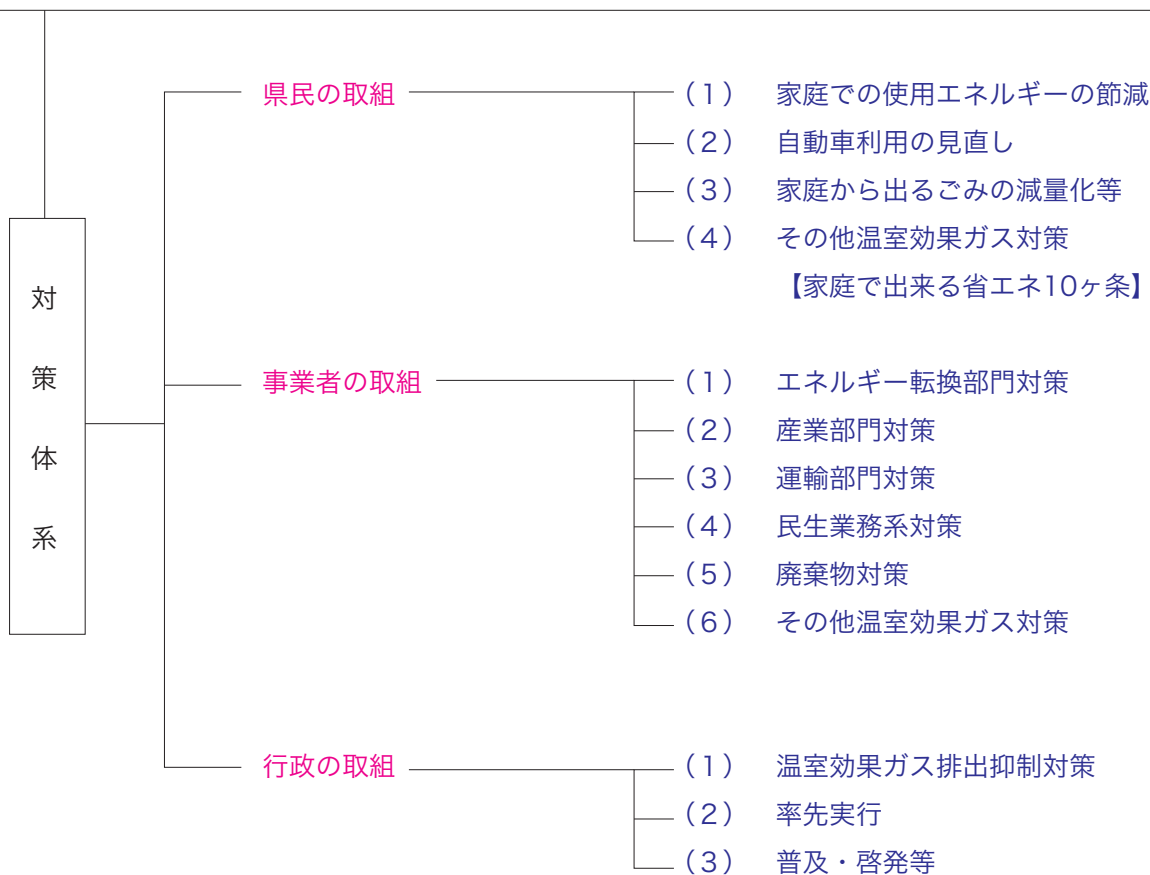
温室効果ガス総排出量を2010年度までに2000年度レベルから8%削減することを目指します。

第7章 地球温暖化対策

前章で掲げた削減目標を達成するためには、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で、お互いに協力しながら具体的に進めていくことが重要となります。そのため、まず対策の基本的な方針を定め、それに基づき県民、事業者、行政の各主体がどのように取り組んでいくべきか具体的に示すこととします。このような対策に各主体が積極的に取り組むことにより、2010年度における本県の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、地球温暖化防止を計画的・総合的に推進します。

● 主体別の基本的な役割 ●

削減目標：温室効果ガス総排出量を2010年度までに2000年度レベルから8%削減することを目指します。



● 県民の取組 ●

民生・家庭系からの2000年度の二酸化炭素排出量は、電気の消費によるところが全体の85.9%を占め、次いでプロパンガスが8.5%、灯油が4.7%、都市ガスが0.9%となっており、家電製品の取扱いや購入に関しての「省エネルギー型ライフスタイルの実践」や「省エネルギー型家電製品等の購入」に積極的に取り組む必要があります。

家庭での使用エネルギーの節減

① 家電製品の使用適正化

- 冷暖房機器の使用時間を短くする。
- 冷房は28℃くらいに設定する。こたつ等暖房については低めに設定する。
- テレビの視聴時間を短縮する。
- テレビを見ないときは主電源を切るかコンセントを抜く。
- 照明器具の使用時間を短縮する。
- 冷蔵庫の容量を適量に、ドアの開閉を減らす。
- 洗濯物はできるだけまとめ洗いをする。
- 掃除機の効率のよい使用を心がける。
- その他の家電製品は、使用時間を減らしたり、効率のよい利用を心がける。

② ガス調理器具、給湯器等の適正な使用

- 給湯器は口火をこまめに消す。食器洗いの温度を40℃から30℃に下げる。
- シャワーは出しっぱなしにしない。風呂は冷めないうちに続けて入る。
- コンロの炎が鍋底からはみ出ないようにする。
- ガス暖房器具を使用するときの温度を低めに設定する。

③ 省エネルギー型家電製品等の購入

- 家電製品を買い換えるときは省エネルギー型のものを選ぶ。
- ガス器具は効率のよいものを購入する。

④ 新エネルギーの利用等

- 住宅を新築、改築するときは太陽熱温水器や太陽光発電システムを導入した省エネルギー住宅とするように努める。

自動車利用の見直し

① 自動車利用の自粛

- 自宅から近いところに行くときはマイカーの使用を自粛する。
- 通勤やレジャー等で出かける際のマイカー利用を自粛する。

② 自動車の適正管理・使用

- タイヤの空気圧を適正に保つ、また、車に不要な荷物を積んだままにしない。
- 停車中はこまめにエンジンを切り、不必要なアイドリングをやめる。
- 急発進・急加速をやめる。
- エンジンの空ぶかしをしない。

③ 低公害車、低燃費車等の購入

- 低公害車・低燃費車を積極的に購入する。
- 用途や家族構成に合わせた大きさの自動車を選ぶようにする。

家庭から出るごみの減量化等

- ごみの分別を徹底し、減量化に努める。
- 家庭ごみのリサイクルを推進する。

その他の温室効果ガス対策

- 代替フロン等の不使用・回収を徹底する。

家庭でできる省エネ10カ条

これまで述べてきた取組の中から、実践しやすく、かつ削減効果の高いものを10項目選んでみました。これを参考にして、できることから実践することが大切です。

- ① エアコンの使用を控える。設定温度についても、暖房を1℃下げ、冷房を1℃上げる。
- ② 照明やテレビ、オーディオ機器などをつけっ放しにしない。
- ③ 掃除機の手入れをこまめにし、片づけてから掃除機をかける。
- ④ 冷蔵庫の容量を適正（全空間の3分の1）にする。また、ドアの開閉回数を少なくする。
- ⑤ 給湯器の温度をできるだけ下げる。また、お湯を流しっ放しにしない。
- ⑥ 風呂は続けて入るようにする。シャワーを使うときは流しっ放しにしない。
- ⑦ 太陽熱温水器、太陽光発電を設置するなど自然エネルギーを活用する。
- ⑧ 買い物袋の持参、ごみの分別回収、生ごみの堆肥化などごみの減量化・リサイクルに努める。
- ⑨ 近くへの用にはマイカーの使用を控える。通勤通学にはできるだけ公共交通機関を利用する。
- ⑩ アイドリングストップやタイヤ空気圧の適正保持などエコドライブに努める。

● 事業者の取組 ●

民生業務系については、近年のOA機器の普及等によりエネルギー使用量が増加しているため、省エネルギー型機器への買い替え促進や省エネルギー型事業スタイルへの転換、新エネルギーの導入などの対策を一層推進していく必要があります。

また、産業部門の多くを占める製造業では、既に様々な省エネルギー対策がとられていますが、経団連環境自主行動計画の推進、環境マネジメントシステムの導入などによるさらなる積極的な取組が求められています。

エネルギー転換部門対策

- 技術開発による発電効率の向上とその導入を促進する。
- 風力や太陽光発電など自然エネルギーの活用を促進する。
- 需要側管理（DSM）を推進する。
- 植林事業や技術移転などの国際協力を促進する。
- 燃料転換等に伴う二酸化炭素排出原単位の低減を促進する。

産業部門対策

① 製造業における対策

- 熱管理・熱源設備の効率向上に努める。
- 電力利用設備の効率向上に努める。

② 農業における対策

- 飼育管理、飼料給餌の改善を図る。
- 家畜ふん尿の適正処理を実践する。
- 水田の水管理に努める。
- 施肥の適正化に努める。

運輸部門対策

① 自動車の適正な管理・使用

- タイヤの空気圧を適正に保つ。また、車に不要な荷物を積んだままにしない。
- 停車中はこまめにエンジンを切り、不必要なアイドリングをやめる。
- 急発進・急加速をやめる。
- エンジンの空ぶかしをしない。

② 自動車の使用時間の短縮

- 効率的な輸配送システムを導入する（共同輸配送システム等）。
- 輸配送回数の見直しを行う。
- 帰り荷の利用促進等高度情報化への対応を図る。

③ 低公害車・低燃費車の導入

○低公害車・低燃費車の導入に努める。

④ 国内船舶・国内航空における対策

○物流の効率化を推進する。
○輸送ルートの見直しを検討する。

民生業務系対策

① 省エネルギー型事業活動の推進

○昼休み中の消灯や部分消灯の実施を徹底する。
○冷暖房機器の設定温度適正化を徹底する。
○O A 機器等のこまめな電源切断を徹底する。
○ガス調理器具・給湯器等の適正な使用に努める。

② 省エネルギー型O A 機器等の導入

○照明器具、O A 機器など省エネルギー型の機器を積極的に導入する。

③ 建築物の省エネルギー化（環境共生型建築物の導入）

○太陽光等の自然エネルギーを活用する。
○コージェネレーションの導入など熱の効率的な利用をする。

廃棄物対策

○製品アセスメントの導入を図る。
○廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。
○包装・梱包の簡素化を促進する。
○グリーン購入・グリーン調達に努める。

その他の温室効果ガス対策

○農業廃棄物等の適正処理を促進する。
○脱代替フロン等の促進、閉鎖システムの導入、使用後の回収・再利用・破壊の徹底に努める。

● 行政の取組 ●

本県では、地球温暖化対策への取組として、温室効果ガス排出抑制対策の支援や吸収源対策を推進するとともに、県民、事業者に対する普及・啓発の推進、県の事務・事業における率先実行などを推進します。

温室効果ガス排出抑制対策

二酸化炭素排出抑制等対策

① エネルギー対策

- 太陽エネルギーの活用を促進する。
- 風力発電の普及促進を図る。
- バイオマスエネルギーの活用を促進する。
- 未利用エネルギーの活用を促進する。
- その他の新エネルギーの活用を促進する。

② 産業対策

- 工場・事業場でのエネルギー使用合理化を徹底する。
- 省エネルギーに関する設備、機器の導入や技術開発等を促進する。
- 農林水産業者における省エネルギー型生産を促進する。
- 環境管理・監視等の普及を推進する。
- 事業者の排出抑制計画の策定を支援する。

③ 運輸・交通対策

- 低公害車・低燃費車の普及を促進する。
- アイドリングストップ等エコドライブを推進する。
- 良好な歩行空間を形成し自転車利用を促進する。
- バスやモノレール等公共交通機関の利用を促進する。
- 交通需要管理施策(TDM施策)を推進する。
- 交通流の円滑化を推進する。

④ 民生対策

- 家庭における温室効果ガス排出量を把握する。
- 家庭におけるグリーン購入を促進する。
- 太陽光、太陽熱を利用した省エネルギー型住宅の普及を促進する。

⑤ 廃棄物対策

- ごみの減量化・リサイクルを推進する。
- 下水汚泥のリサイクル化を検討する。
- 産業廃棄物の適正処理を促進する。
- 焼却廃熱の利用を促進する。

その他の温室効果ガス排出抑制対策

① メタン対策

- 有機物施肥・水管理の適正化を指導する。
- 家畜ふん尿の適正処理を指導する。
- 有機物の埋立を抑制し、埋立てる場合は適正な埋立を指導する。
- 廃棄物を減量化するとともに、リサイクルを推進する。

② 一酸化二窒素対策

- 施肥管理の適正化を促進する。
- 家畜ふん尿の適正処理を指導する。
- 廃棄物を減量化するとともに、リサイクルを推進する。

③ 代替フロン等対策

- 代替フロン等の回収・適正処理を促進する。

率先実行

県の率先実行

- 「沖縄県環境保全率先実行計画」に基づく排出抑制を推進する。
- 環境マネジメントの導入による環境負荷の低減に努める。
- 戦略的環境アセスメントの導入を検討する。
- 行政評価システムに環境負荷の視点を導入することを検討する。

普及・啓発等

県民・事業者の取組支援

- 小・中・高・養護学校における環境教育を推進する。
- 自然観察会やエコクラブ、各種環境講座等による環境学習を推進する。
- おきなわアジェンダ21の推進等による温暖化防止の県民運動を展開する。
- 地球温暖化問題への関心や理解を深め、実践活動を促進する。
- 観光業界における省エネルギー活動への理解と協力を求めるための啓発活動を推進する。

その他の取組推進

- 環境に関する情報発信、技術移転など国際協力を推進する。
- 地球温暖化等に関する地域レベルでの調査研究を検討する。

● 温室効果ガス削減の試算 ●

以下の8ケースについて削減対策のケーススタディを行いました。

削減条件
ケース1：アンケート調査結果や経団連環境自主行動目標、省エネ判断基準、廃棄物対策など削減の意思が表明されている対策の削減効果を算定。 但し、新エネルギー導入率を0%とする。
ケース2：ケース1をベースに、新エネルギー導入率を2.34%とする。 これは、沖縄県新エネルギービジョンの導入イメージに該当する。
ケース3：ケース1をベースに、新エネルギー導入率を5.08%とする。 これは沖縄県新エネルギービジョン巻末の参考の案2に該当する。
ケース4：ケース1をベースに、新エネルギー導入率を11.06%とする。 これは、沖縄県新エネルギービジョン巻末の参考の案1に該当する。
ケース5：ケース1をベースに、削減意思が表明されていない対策を追加。 追加した内容は、自動車利用と民生部門におけるアンケート調査の実践率強化と、省エネ機器導入の前倒し等のオプション。
ケース6：ケース2をベースに、削減意思が表明されていない対策を追加。 追加した内容は、自動車利用と民生部門におけるアンケート調査の実践率強化と省エネ機器導入の前倒し等のオプション。
ケース7：ケース3をベースに、削減意思が表明されていない対策を追加。 追加した内容は、自動車利用と民生部門におけるアンケート調査の実践率強化と省エネ機器導入の前倒し等のオプション。
ケース8：ケース4をベースに、削減意思が表明されていない対策を追加。 追加した内容は、自動車利用と民生部門におけるアンケート調査の実践率強化と省エネ機器導入の前倒し等のオプション。

☒ (*) 出典：総合エネルギー統計

ケーススタディーの結果は次表のとおりとなりました。

単位：千 t-CO₂

	2010年度 予測排出量	2010年度予測排 出量からの削減量	2010年度 削減後排出量	2000年度 排出量	2000年度比
ケース1	15,061	2,419	12,642	12,840	2% 減
ケース2	15,061	2,598	12,463	12,840	3% 減
ケース3	15,061	2,808	12,253	12,840	5% 減
ケース4	15,061	3,267	11,794	12,840	8% 減
ケース5	15,061	2,876	12,185	12,840	5% 減
ケース6	15,061	3,055	12,006	12,840	7% 減
ケース7	15,061	3,266	11,795	12,840	8% 減
ケース8	15,061	3,725	11,336	12,840	12% 減

ケーススタディーの結果と対策の実行可能性を検討して、ケース7の「2000年度比8%減」を採用しました。

「削減ケーススタディ」で採用したケースについて削減量の内訳を示すと次表のようになります。削減主体^(注)からみると、法令措置にもとづく削減効果が1,431.6千t-CO₂と最も大きく、次いで事業者の取組による削減(950.1千t-CO₂)、行政主導による削減(503.2千t-CO₂)、県民の取組による削減(381.1千t-CO₂)となっています。

一方、削減される部門をみると、民生業務系からの削減量が1,278.9千t-CO₂と最も大きく、次いで民生家庭系(1,090.8千t-CO₂)、運輸部門(338.6千t-CO₂)、エネルギー転換部門(179.1千t-CO₂)、産業部門(167.5千t-CO₂)などとなっており、民生部門からの削減量が全体の73%を占めています。

削減量の要約

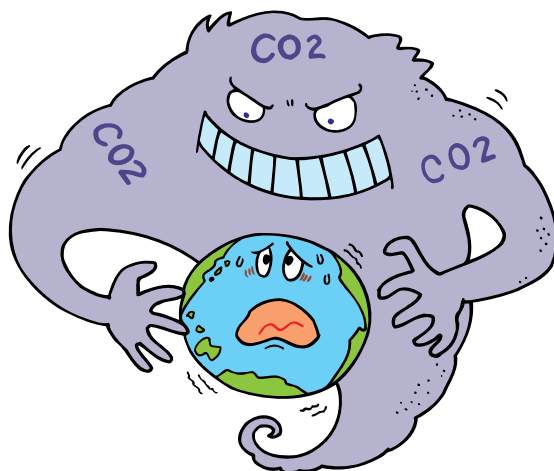
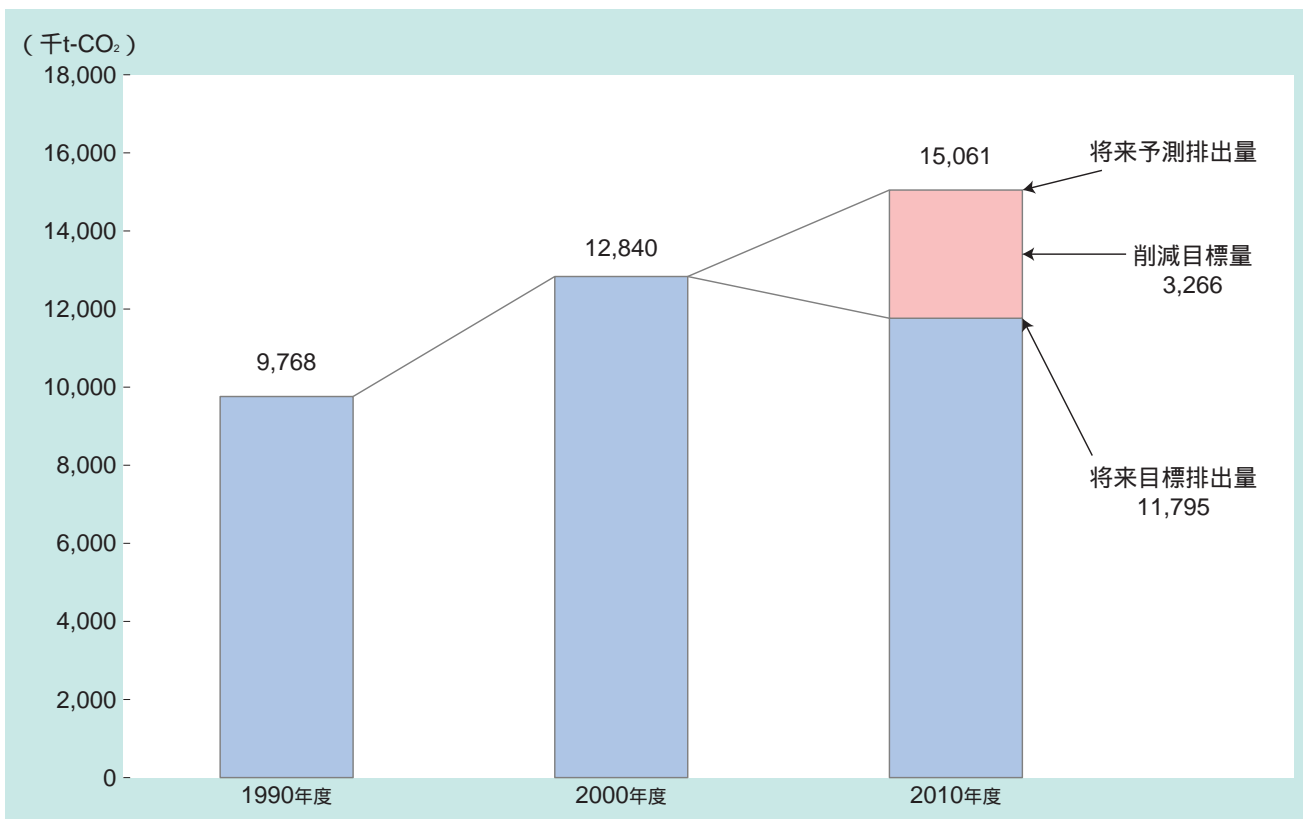
単位：千t-CO₂

部 門	法 令 措 置	行 政 主 導	事業者の取組	県民の取組	合 計	
エネルギー転換部門	0.0	0.0	179.1	0.0	179.1	
産 業 部 門	0.0	45.1	122.4	0.0	167.5	
運 輸 部 門	9.6	109.4	152.6	67.1	338.6	
民生部門	家庭系	560.6	142.9	94.0	293.3	1,090.8
	業務系	861.4	172.7	244.8	0.0	1,278.9
	部門計	1,422.0	315.6	338.8	293.3	2,369.7
工業プロセス	0.0	0.0	4.3	0.0	4.3	
廃 棄 物	0.0	0.0	15.7	8.4	24.1	
吸 収 源	0.0	33.2	0.0	0.0	33.2	
その他温室効果ガス	0.0	0.0	137.3	12.2	149.5	
合 計	1,431.6	503.2	950.1	381.1	3,266.0	

☒注) 削減主体とは

- ・ 法 令 措 置：「エネルギー使用の合理化に関する法律」の改正により義務付けられた自動車の燃費改善や家電製品の省エネ効率改善等による削減効果
- ・ 行 政 主 導：新エネルギー導入や森林の整備など、主として行政が主導することにより事業者や県民の取組を誘導する削減効果
- ・ 事業者の取組：事業者アンケートやヒヤリングにより得られた削減意思、削減計画等をもとに、今後の実践可能性や器具普及率、耐用年数等の条件から算定した削減効果
- ・ 県民の取組：県民アンケートにより得られた削減意思をもとに、今後の実践可能性や器具普及率、耐用年数等の条件から算定した削減効果

次図に示すようにケース7の削減対策を講じることにより、温室効果ガス排出量が2010年度において2000年度比で8%削減されるものと推計されます。

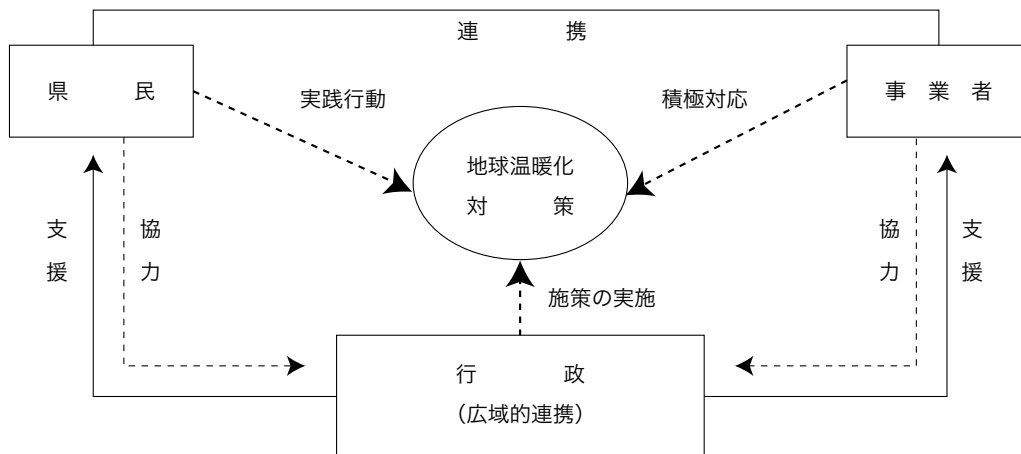


第8章 計画の推進

本計画に掲げた目標を達成するため、県は計画を総合的に推進する体制を整備し、計画の推進主体である県民、事業者、行政相互の連携と協力のもとに、計画を積極的に推進します。

●各主体の基本的な役割●

この計画を効果的に推進するためには、下図のように、県民、事業者、行政が互いに協力しつつ、それぞれの立場に応じて、地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

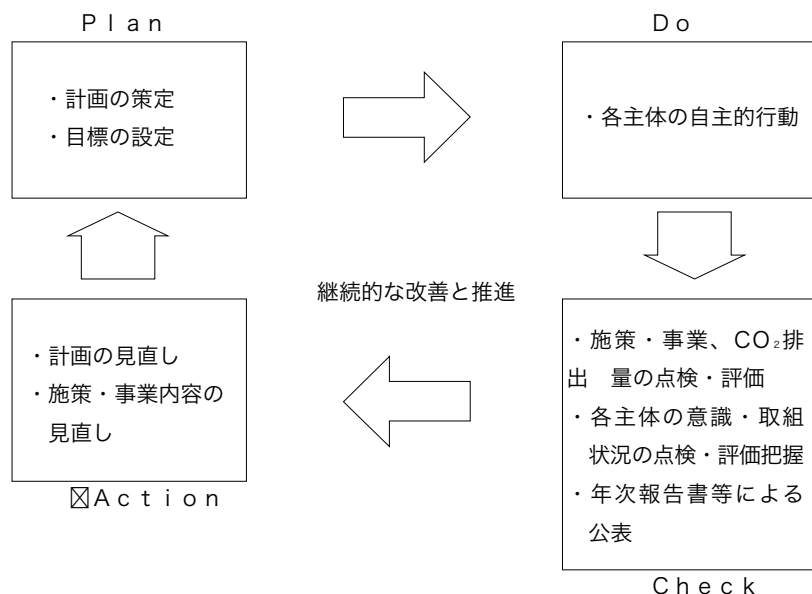


●推進体制・広域的連携●

県は、国が行う地球温暖化防止のための施策の実施に協力します。また、住民に最も身近な行政機関である市町村の役割には重要なものがあります。このため、それぞれの地域の自然的社会的特性をふまえ、地球温暖化の防止のために積極的な役割を果たすよう要請していきます。

●進行管理システム●

本計画を策定した後、対策の効果を分析・評価し、新たな施策の展開を図るための進行管理システムの構築を検討します。





沖縄県文化環境部環境政策課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

電話：098-866-2183

FAX：098-866-2240

E-mail:aa025003@pref.okinawa.jp.